

「2025 年度 連合の重点政策」以外の要請項目
— 「政策・制度 要求と提言」より抜粋—

1. 労働紛争の解決の迅速、適正化に向けて紛争解決機関などの整備・改善を行う。
 - (1) 労働者の団結権の擁護および労働関係の公正な調整をはかる専門機関としての労働委員会の改革・活性化を促進する。
 - ①物件提出命令や証人出頭命令の運用を見直し改善する。
 - ②労働委員会の出した物件提出命令や証人出頭命令に不服がある場合の行政訴訟を制限する。
 - ③労働委員会命令の行政訴訟においては、「実質的証拠法則」を導入して労働委員会の判断を裁判所に尊重させる。
 - ④労働委員会命令の司法審査は、地方裁判所からではなく高等裁判所からとする。
 - ⑤労働委員会の「救済命令」の実効性の観点から、受訴裁判所による「緊急命令（取消訴訟の進行中に「救済命令」の全部または一部を暫定的に強制履行させる制度）」を見直し改善する。
 - ⑥都道府県は、専門的知識と経験を持つ職員の育成・配置など、労働委員会の事務局体制を強化する。
 - ⑦全国労働委員会連絡協議会のもとに設置される委員会が、全国の労働委員会における課題共有などの役割を果たし、労働委員会のさらなる活性化につながる組織となるよう、厚生労働省は労働委員会を所掌する官庁の責任として全面的にバックアップする。
 - ⑧都道府県労働委員会においては女性委員を各側委員に 1 名以上任命する枠組みを検討する。
 - (2) 労働審判制度開始以降の運用について、検証・分析を行い、適切な見直しを行う。
 - ①労働事件を担当する裁判官・書記官・事務局を増員する。
 - ②各地方裁判所において女性の労働審判員を複数任命する枠組みを検討する。
 - ③2017 年 4 月より実施された労働審判申立受付の地裁支部の拡大の状況の効果検証をはかる。
 - ④労働審判員法 4 条の許可代理について、一定の要件を満たした労働組合役職員の手続き代理を認めるよう運用をはかる。
 - ⑤労働審判の利便性向上、迅速化の観点から、以下のとおり改善をはかる。
 - a) 労働審判の定型申立書を作成し、申し立てが簡便にできるようにする。
 - b) 書証などの閲覧については、事前配布もしくは労働審判員用の書証を用意する。
 - c) 答弁書の提出期限の遵守について周知徹底をはかるとともに、最高裁判所として実態把握を行う。
 - d) 期日における当事者の審尋については、迅速な解決のためにも、責任を持って判断できる当事者が出席する。
 - ⑥労働審判員の能力向上のため、事例研究の機会を増やすとともに、適切な研修を政府予算により毎年開催する。また、労働審判員の経験交流・情報交換の場や重要な労働法改正時にあわせたスキルアップの機会の提供をはかるとともに、地方裁判所毎に行われている労働審判員の研修会について、内容の充実や質の均一化

など、一層の充実をはかる。また、労働審判員とそのOB・OGの自主的組織として労働審判員連絡協議会が設置されたことも踏まえつつ、最高裁判所としても全国的な経験交流組織の設置などを検討する。

⑦健全な労使関係構築のため、審判員経験者が各企業・労働団体の職場でその経験をフィードバックできるよう環境を整備する。

(3) 個別労働関係紛争解決促進法の見直しを含め、労働事件を扱う司法制度を充実させる。

①司法制度改革を引き続き実施するとともに、検証・見直しを行う。

②労働事件に、労使の専門家が参加する「労働参審制」を全地方裁判所に導入する。

なお、参審員は労使団体から選出された者を裁判所が任命し、裁判官と同じ評決権を持たせる。

③定型訴状を導入し、提訴が簡便にできるようにする。

④組合役職員の訴訟代理を認める。

⑤労働組合の「団体訴訟」を認める。

⑥労働関係訴訟の専門性確保の観点から、主要な高等裁判所に、職業裁判官1名と労使団体の推薦による「労働裁判官」(仮称)2名の計3名により事件処理にあたる「労働高裁」(仮称)を創設する。

(4) 都道府県労働局の紛争調整委員会による紛争解決の実効性をあげるため、体制を強化するとともに出頭命令などの権限を付与する。

(5) 労働委員会による紛争解決の実効性をあげるため、個別労働紛争解決促進法の改正などにより時効の中断効を規定するとともに手続きの標準化をはかる。

(6) 総合労働相談コーナーのワンストップ化を図り、相談事案の振り分け機能を強化するとともに、労働紛争解決機関の連携強化と機能分化などの見直しをはかる。

①労働者が利用しやすい労働紛争事件解決機関となるよう、労働審判、都道府県労働委員会、都道府県労働局の紛争調整委員会の連携を強化するとともに、各機関が協力して周知徹底をはかる。

②労働者が適切な解決手続きを選択できるよう、総合労働相談コーナーにおいて、労働紛争に関する行政上の解決システム(都道府県労働委員会、都道府県労働局の紛争調整委員会)と司法上の解決システム(労働審判制度、通常訴訟など)についての情報提供を徹底する。

③労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の構成員に労働団体も含める。

(7) 集団・個別労使関係の双方において、社会保険労務士の不適切な介入事案が生じることのないよう、実効的な規制を整備する。

①社会保険労務士による団体交渉への介入可能範囲を示した厚生労働省通達を徹底する。併せて、監督官庁による指導・処分の徹底や業界団体の自主規制機能の強化を行い、違反行為を行う社会保険労務士に対する指導・監督を強化する。

②2014年の社会保険労務士法改正により補佐人制度の創設などの業容拡大の影響などを検証する。その上で、例えば補佐人として代理人とともに出廷・陳述でき

る社会保険労務士の範囲を特定社会保険労務士に限定するなどの見直しや、業容拡大に即した各種行為規制の整備などの必要な措置を講じる。

- ③不適切な情報発信の防止に向けた指導徹底および啓発をはかるとともに、不適切な情報発信を行った社会保険労務士に対する指導・処分を徹底する。

2. 雇用労働環境の変化などに対応するワークルールの整備、確立をはかるとともに、集团的労使関係システムを構築する。

(1) 事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの事前の情報提供・協議を義務づけるなど、労働者保護をはかるとともに、法制化を行う。

- ①分割・統合やM&Aに際し、企業に労働者に対する責任をもたせるため、会社法の中に「労働者」という概念を導入して労働者の要件を法的に明確にし、労働者が不利益にならないような措置を講じる。

- ②すべての事業組織の再編において、労働契約の承継や解雇の制限、その他雇用の安定に必要な措置を強化する。

- ③労働組合などへの事前の情報提供・協議を義務化する。

(2) 民法（債権法）改正に対応して、労働者保護の観点から労働関係法の整備をはかる。労働基準法第 115 条の消滅時効の期間については、民法（債権法）と同様の 5 年とする。

(3) 労働債権の優先順位の引き上げなど、倒産法制の整備を継続する。

- ①労働債権の優先順位を引き上げるとともに、労働債権の一部について、別除権（抵当権・質権・譲渡担保権等）に優先させる制度（労働債権の特別な先取特権）を新たに創設する。また、国税徴収法を改正し、労働債権を公租公課より優先する。

- ②未払賃金立替払制度について、財源のあり方を検討するとともに、倒産前 6 ヶ月以内での退職とされている認定要件の緩和、立替払の対象範囲の拡大や限度額引き上げなどによる制度の強化をはかる。

- ③ILO 第 173 号条約（労働債権の保護）の趣旨を踏まえた国内法の整備を行うとともに、早期に批准する。

3. 政府は、生活と雇用の安定・向上に責任を持ち、労働組合も参加した平等で公正・透明かつ効率的な国民生活の維持・向上につながる行政改革、関係法人改革を推進する。

(1) すべての国民が安心して行政情報に容易にアクセスできる「電子政府」を構築し、国民生活の利便性向上につなげる。

4. 司法制度改革を着実に推進する。

(1) 司法制度改革審議会意見書の理念を実現する司法制度改革が今後も推進されるよう、労働組合代表を含む民間有識者による会議を実施する。

(2) 裁判員制度の国民への定着を促進する

- ①裁判員制度への国民の理解を促進するための取り組みを推進する。

- ②裁判員に選ばれた国民が裁判に参加しやすい環境を整備する。特に、各企業が「裁判員休暇」を有給で創設するよう啓発活動を推進する。

- ③裁判員とその家族などに対するインターネット上の誹謗中傷も含めた安全が担保できるよう必要な制度の見直しを行うとともに、裁判員の精神的負担に対するフォローが出来る体制を整える。
- ④裁判員候補者の辞退率の上昇に拍車がかかることがないように、辞退事由についてのチェック機能を強化する。また、裁判員経験を社会で適切に共有できるよう、守秘義務の明確な運用に向けたガイドラインを策定する。

(3) 手続きの透明性や国民への説明責任が担保された、国民にもわかりやすい刑事司法制度の実現に向けて更なる改革を推し進めるとともに、現行制度の運用の適正化をはかる。

- ①裁判員裁判対象事件・検察独自捜査事件に限らず、全事件の取調べの全過程を録音・録画することを制度化する。
- ②通信傍受の対象拡大に際しては、通信事業者の負担や対応者の安全確保に配慮した制度設計を行うとともに、通信の秘密が守られるよう適正な運用を行う。
- ③被疑者・被告人の身柄拘束の判断が適正に行われるよう、防御権とともに刑事訴訟法に考慮事情を明記する。
- ④被疑者取調べへの弁護人の立会いを制度化する。
- ⑤証拠の全面的な開示を進めるとともに、再審請求事件においても証拠開示を制度化する。

(4) 「法テラス」が利用者本位の運営となるよう、業務状況のフォローアップと適宜見直しを行う。

(5) 裁判官、検察官、弁護士の法曹人材の質・量(数)を十分に確保する。多様な法曹人材を養成するため、法科大学院における教育や司法試験の在り方、司法修習の在り方、就職支援のための制度整備などが一体的な制度となるよう必要な見直しを行う。

(6) 法律文言の見直しや訴訟手続きを簡易なものに改善する。また、司法のしくみや働き全般に関する司法教育を学校教育や社会人教育においても充実させる。

(7) 労働事件を扱う司法制度を充実させる。

- ①労働事件に、労使の専門家が参加する「労働参審制」を全地方裁判所に導入する。
なお、参審員は労使団体から選出された者を裁判所が任命し、裁判官と同じ評決権を持たせる。
- ②労働関係訴訟の専門性確保の観点から、主要な高等裁判所に、職業裁判官1名と労使団体の推薦による「労働裁判官」(仮称)2名の計3名により事件処理にあたる「労働高裁」(仮称)を創設する。

(8) 改正民法(債権法)の施行にあたっては、労使双方に広く周知するとともに、当事者の予見可能性を害することのないよう、十分な経過措置を講じる。

(9) 商法(運送・海商関係)改正にあたっては、船員の労働債権の範囲を狭めることがないように、現行法を尊重したうえで、より労働者の保護に資する改正を行う。

5. 人権侵害を廃絶するため、人権侵害への救済制度を確立し、差別を許さない社会づくりを推進する。

(1) 国は人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法（仮称）」を早期に制定し、人権救済機関を設置する。

①人権侵害救済法（仮称）は、人権侵害を受けた被害者の救済を目的とし、人種、民族、信条、性別、年齢、社会的身分、障害などを含むものとする。

②人権救済機関については、政府からの独立性を担保した人権委員会を設置する。

③人権委員会については、我が国における人権侵害に対する救済・予防、人権啓発のほか、国民の人権擁護に関する施策を総合的に推進し、政府に対して国内の人権状況に関する意見を提出することなどをその任務とする。

(2) 国は差別やえん罪のない安心して働ける社会に向けて積極的に取り組む。

6. 政府は、グローバル化の進展に伴って増加する人権擁護など諸課題への対応を強化する。

(1) 日本在住外国人の人権を守るため、以下の取り組みを行う。

①永住外国人への地方参政権の付与については、国民的な議論と合意のうえで対応する。

②合法的に滞在し、就業している外国人が、滞在の延長、定住、永住などを希望する場合には、安定的に長期間滞在することを可能とするため、在留許可基準の明確化と手続きの簡素化をはかる。

③生活分野、労働分野に関する法制、公的支援制度や公共サービスについて、外国語文による案内を配備するなど、外国人も利用しやすい環境を整備する。

(2) 「人身取引対策行動計画 2014」などにに基づき、労働搾取の防止、人身取引被害者の保護・未然防止と被害者支援の強化に努める。また、ILO「1930年の強制労働条約の2014年の議定書」を批准する。

(3) 真に保護すべき難民に対する保護強化の観点から、難民条約等国际的な理念に則り、難民認定制度や運用を改善し、包括的保護制度を確立する。また、第三国定住の拡大および「難民保護法」の制定を目指し、早急に検討を進める。

7. 男女平等社会実現に向け、男女共同参画社会基本法にもとづく「第5次男女共同参画基本計画」を着実に実行し、男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しを推進する。

(1) 男女平等社会実現に向けて、民法を下記のとおり改正する。

①選択的夫婦別氏制度を導入する。ただし、別氏を選択した夫婦の子の氏については、その出生の際に、父母の協議により、子の称する氏を父または母いずれかの氏とする。

②親族・扶養義務者の範囲を縮小の方向で見直す。

③無戸籍の要因ともなっている嫡出推定については、2022年の民法改正により見直しははかられたが、無戸籍者問題の全面的な解消には至っていないため、婚姻中に懐胎し、離婚後300日以内に出生した子の父親を前夫とする嫡出推定規定を

のものの存廃も含め、無戸籍者を生じうる民法上の規定のさらなる見直しを求める。

- ④戸籍法を改正し、出生届書の嫡出子と嫡出でない子の別の記載事項をなくす。
- ⑤同性パートナーの権利保障のため事実婚に準じた扱いとすることや、戸籍変更要件の緩和など、性的指向や性自認に関する課題の解消に向けた民法の整備を進める。

(2) 改正民法(家族法)に関して、下記のとおり対応する。

- ①改正民法(家族法)施行までの間に、法が円滑に施行され、子の福祉を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁・関係機関が連携するための体制整備を行う。
- ②改正民法(家族法)施行までの間に、法の施行に伴い、税制、社会保障制度や社会福祉制度などにおいて子に不利益が生じることがないように、関係府省庁・関係機関が連携して必要な対応を行う。
- ③改正民法(家族法)施行までの間に、子の権利利益の確保のための父母の責務の明確化などの法の趣旨および国会審議の内容や、関係府省庁・関係機関の連携による対応内容について、国民、地方公共団体、学校および病院をはじめとした現場への十分な周知や啓発活動を行う。
- ④改正民法(家族法)施行によりDV・虐待のある事案など多様な問題に対する判断が求められる家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性向上を行う。
- ⑤改正民法(家族法)施行後に、法の運用状況について公表するとともに、法による子の利益の確保の状況、DVや児童虐待などを防止して親子の安全・安心確保に資するものとなっているかなどについて検証し、必要に応じて制度の見直しについて検討を行う。

以 上